

Title	「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観： 福沢諭吉におけるアジア認識の変遷
Sub Title	Fukuzawa's view on China and Korea after the publication of 'Datsu-Asia'
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.5 (1985. 12) ,p.496(46)- 511(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19851201-0046
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19851201-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観

——福沢諭吉におけるアジア認識の変遷——

飯 田 鼎

- (一) 「脱亜論」以後
- (二) 清仏戦争の感慨
- (三) 国権より私権を

(一)

明治18年(1885)3月16日の『時事新報』紙上に、福沢諭吉が、「脱亜論」という短い文章を発表し、ここにおいて、アジアがおかれている民族的な危機の状態のなかで、日本は隣国、朝鮮および清国と運命を共にすることができない所以を力説し、西欧列強のアジア侵略が日に日に切迫しつつある状況の下で、独立達成に全く無関心である両国と訣別する旨を宣言したことはよく知られている。従来、この文章をめぐる、福沢の政治思想の本質を把握すべく幾多の論説が試みられたところである⁽¹⁾。しかし、この「脱亜論」があまりにも著名となり、福沢におけるナショナリズムの原点と考えられながら、その後日清戦争に至るまでの思想的展開については、十分に追究されることが少なかった。そこで、ここでは、この問題について、『時事新報』にあらわれた論説を中心に、「脱亜論」以降、彼のアジア認識の深まりを、国内政治との関連において考察することにしよう。

「脱亜論」が現われた明治18年から日清戦争勃発の明治27年までの福沢の論調には、国内および国外状況の変化とともに、それ以前の対内・対外政策にかんするそれとは異なったいくつかの特徴をあげることができる。明治18年、それまではげしい勢いをもって展開してきた自由民権運動は、明治14年10月、自由党結党以来、立憲改進黨結成、東洋社会党結成、福島事件(以上、明治15年)、高田事件(16年)、群馬事件、加波山事件、自由党解党、秩父事件、飯田事件、名古屋事件(以上17年)に至って頂点に達し、18年、大井憲太郎らによる朝鮮独立党援助計画が発覚し、逮捕されるに至って、終熄状態に入ったといえることができる。しかもこの年は、やがて明治22年、憲法発布の責任を負うものとして、第1次伊藤内閣が成立、日本が、西欧的な立憲君主制を理想としながらも、

注(1) この問題にかんして、橋川文三『順逆の思想——脱亜論以後』、1953年、勁草書房、が、きわめて興味深い問題提起を行っている。同書所収の「福沢諭吉の中国文明論」、「福沢諭吉と岡倉天心」を参照されたい。

「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観

人民主権を著しく制約し、絶対主義的傾向を色濃くもつ国家体制を選択した年でもあった。忘れてはならないことは、この明治18年までの時期は、幕末から明治2年にかけての『西洋事情』、明治5年から発刊されて未曾有のベスト・セラーとしての地位を獲得した『学問のすゝめ』、福沢の文明にかんする思索の精髓『文明論之概略』の明治8年における発刊にみられるように、福沢の思想が明治維新のプログラムに重大な影響を与え、日本の世論を形成し、これを揺り動かし、かつまた変革しえた時代であった。

だが、明治14年の政変を契機として、維新以来、近代化政策を推し進めてきた政府は、西南戦争によってひきおこされた歴大な財政赤字の整理を理由として猛烈なデフレーション政策を遂行するとともに、経済政策的にも保護主義に転じた。いわゆる松方内閣の財政緊縮政策がそれである。福沢の自由主義経済学は、にわかに守勢に立たざるをえなかったのみならず、彼自身、明治15年に創刊した『時事新報』において、国民主義的あるいは国民国家論的な姿勢を明白にしたのであった。この時点での福沢の思想を、「民権から国権へ」の転換として把える者が多いが、その理解は必ずしも正しくない。⁽²⁾啓蒙主義者福沢諭吉は、幕末の時期、迫り来る欧米列強のなかでナショナリズムを刺戟され、国権の重要性を認識し、民族独立の思想を体得した点では、尊王攘夷の志士たちと共通していた部分が少なくなかったが、他方、ヨーロッパ諸国をもっとも早い時期に歴遊する幸運に恵まれた幕末知識人として、一国の独立と文明の達成にとって、民権は実に不可欠であることを悟らなければならなかった。幕末から維新成立後にかけて、福沢の思想の軌跡を顧るとき、密接不離な関係のなかで把握されている「民権と国権」とが、明治15年以前は民権に力点がおかれ、それ以後は、意識的に国権に重点をおくという、いわば一種のバランス的感覚の上に立っていたとすることができる。問題はそのような福沢の思想的推移が、とりわけ、朝鮮・中国問題を焦点としてあたかも彼の思想の右傾化、反動化として、単純に解釈する傾向が根強いことである。民権論者から国権論者への福沢の推移が、もし日本政治の反動化に手を借す、あるいは促進することに寄与したかどうか、結論はむしろ逆で、福沢の思想は明治憲法体制の樹立に伴って権力によって疎せられ、危険視され、あれほど輝かしかった『学問のすゝめ』も『文明論之概略』も忘れ去られ、読まれなくなったのではなからうか。⁽³⁾以上のような問題関心から、明治20年代の福沢の思想に接近するために、主として「脱亜論」以後、清国・朝鮮についての論説を検討することにしよう。

注(2) 筆者は、この点についてかなり詳細に論評したことがある。拙著『福沢諭吉——国民国家論の創始者』、中央公論社(中公新書)、1984年、を参照。

(3) これについては、1984年10月号『三田評論』誌上の座談会「福沢諭吉生誕150年を迎えて」を参照されたい。

(二)

明治10年代から20年代にかけて、対外的には朝鮮・清国問題がもっとも緊急なものとして、つぎに緊急な問題は、条約改正、いわゆる治外法権の撤廃であった。「内地雑居」と称せられて、福沢もしばしばとりあげたこの問題は、対朝鮮および清国とは対照的に、被圧迫民族としての日本の西欧列強にたいする熾烈な要求であり、独立国としての切なる願望であった。すなわち明治10年代末期から20年代初頭にかけての福沢の論調は、対外問題と国内問題が重層的に把えられる反面、前者については、アジア問題と対ヨーロッパ諸国の問題が対照的あるいは相関関係的な視点からとりあげられており、アジア問題の中心はまさに朝鮮の独立であり、対ヨーロッパ問題のうちの最大難問が条約改正であったことは言うまでもない。清国を宗主国と仰ぎ、その従属国としての立場に甘んずる朝鮮を、清国の束縛から解放することが、朝鮮国の独立の達成であるにとどまらず、実に日本の独立にかかわる深刻な課題として観念していた福沢は、この時期にすでに、清国との一戦を覚悟していたのではないかと推測される心情を垣間見ることができる。そしてそれは治外法権の撤廃と関税自主権の獲得を最終目標とする安政の不平等条約改正によるヨーロッパ列強にたいする独立の主張と微妙にかかわっていたのである。治外法権の撤廃、すなわち、日本人と外国人との内地雑居をめぐる土地所有や資本投下について危惧の念を抱く大方の予想にたいして、その蒙を啓こうとする。

元来全国雑居を非とするものは日本国を以て一種の宝山なるが如くに思ひ、一朝雑居勝手なりと云はば、外国人の之れを聞知して群集するもの蟻の砂糖に集まるが如く、……宝山の珍蔵、若し其取るがまゝに任ずるときは、彼れ固より手を空うするものに非ず、事の成跡を見れば盜〔人……引用者挿入〕に鑰かぎを貸したるの觀ある可しとて之を掛念するが如くなれども、世界の宝山は独り日本国のみならず、北亞米利加に、濠斯太利亞おーすとらりやに沃腴殷富よくゆいぶの場所、甚だ多きが故に、人口案外に多く遺利案外に少なき日本国にて、一朝雑居を許したりとて、西洋人が忽ち蟻集す可しとも思はれず。又其資本にも限りあれば、俄に我国の一処にのみ奔注し来ること(4)もなかるべし。

土地所有などには、自ら制限をたてるべきであるという意見もあるが、資本投下はむしろ歓迎すべきであるし、また、外国人の土地購入も、制限することは、福沢は批判的であった。

……内地雑居実行の日には外国人所有地の制限を立てざる可らずとの説もあれども、我輩は之を賛成するを得ず……。今外国人が日本に來り、地主たらんとして土地購入に着手すれば、勢、地価を競り*上ぐるならん。外国人無勘弁にして初より金利を顧みざれば、高価にして出入相当らざる土地を買ひ込み、我国に外来の大地主を生ずることあらんと雖ども、世智辛らき西

「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観

洋人中に斯る好事家ありとも思はれず、幸にして斯る好事家あり、日本の内地にて広大の土地を所有することあるも、日本人同様に地租を納め、日本の小作人を求めて相当に之を貸与するならんれば、向後此人々が日本国一半の地主たるに至るも、施政上格別の不便宜あるを見ざるべし。

後進資本主義国として、荒蕪地多く、産業未発達なかで失業問題が次第に浮上しつつあり、資本不足に悩まされつつあるという状況のなかで、「此際外国人が其資本を^{ひつぎ}提げて来り、之を我内地に利用することあらんか、荒蕪忽ち⁽⁵⁾価を生じ、勞力亦其用を尽すに至るべし」という、徹底して自由競争主義推進の思潮が、福沢の経済思想の底流を成していたことを銘記すべきであろう。ではこのような経済思想は、どの側面で、朝鮮および清国問題と接触するのであろうか。この問題の核心に到達する前に、この時代の両国にたいする福沢の認識についてふれておく必要がある。

明治19年8月11日、『時事新報』紙上に、「金玉均氏」と題する一文が発表され、ここにおいて福沢は、明治17年、いわゆる甲申の変に主謀者として参加し、失敗して日本に亡命した金玉均に関し、日本政府が山県内相の名において、神奈川県令およびその他の地方官に発した通達の内容を論評している。おそらく福沢は、この論説によって、日本政府の金玉均にたいする処遇を詳細に報道することを通じて、政治的亡命者の人権擁護を保障しない日本政府の態度を暗に批判したものであろう。最初は、「此命令書送達の翌日より起算して十五日以内に我帝国を去り、……而して右十五日を經過するも右金玉均、尚我帝国を去らざるに於ては、之を抑留し右退去の命令を^{必用}なる力を用ひ、^{なるべく}可成速に右金玉均を我日本国外に追放すべき事を以てす」と、かなり強硬な姿勢によって貫かれているように思われたが、その2週間後、『時事新報』は、再び金玉均について論じ、はじめは国外退去を命じられた金が、「日本の政府より帝国立退を命ぜられたれども、^{ぜい}錢なくして動くことを得ず、動かざるが故に其動く可き方便を得るまで日本政府に拘留せられたるものゝ様にし⁽⁷⁾て」、小笠原島に護送された経緯を明らかにしている。この場合、福沢は、警備の手薄なため、刺客に狙われ易い絶海の孤島にこの政治犯をおくことによって、一度、金氏の身上に何らかの異変がふりかかったときは、厄介な国際上の問題となるべきことを憂慮している。

福沢の金玉均にたいするなみなみならぬ配慮は、甲申の変を契機とする同志的な感情もさること

注(4) 「全国雑居」、『時事新報』明治19年4月22日、『福沢諭吉全集』第11巻、13頁。この点について、注目すべきは明治初年の福沢の見解である。すなわち、明治7年慶應義塾社中の機関誌『民間雑誌』第六号(明治8年1月発行)のなかで、「外国人の内地雑居許可からざるの論」を掲げ、治外法権の撤廃に反対している。(全集第19巻、518-524頁)してみると、ここでの論旨は、まさに180度の転回であるが、福沢の思想的変遷を知る上で興味ある事実であろう。

(5) 前掲、論説、前掲書、14頁。

(6) 「金玉均氏」、『時事新報』、明治19年8月11日、(『全集』第11巻、80頁)。

(7) 「小笠原の金玉均氏」、前掲紙、8月25日、(『全集』、前掲、89頁)。

(8) 「支那軍艦を如何せん」、前掲紙、8月20日、(『全集』第11巻、83頁)。

(9) 前掲、85頁。

ながら、彼の処遇をめぐって日本と朝鮮との国交関係が悪化し、その結果、朝鮮を属国視する清国との間に外交上の波紋を醸し出すことであった。のちに明治20年代に至って、福沢は清国との一戦を覚悟するに至るが、この時点では慎重で、清国軍の軍備の充実と長崎での水兵の暴行事件について、国民に警告を発しているにとどまる。

8月20日、「支那軍艦を如何せん」を掲げ、

抑も十五日の暴動は水兵等の酒狂に非ず、現に其隊伍の中に士官もありしとのことにて、艦長等に於ても其諾黙諾の責は免る可らざれば、嚴重に談判して満足なる賠償を得べきは当然なり。⁽⁸⁾

とのべている。その論調のきびしさは、たとえば、清国政府がその軍艦の規律保持が、日本上陸に際して保証しない場合には、「彼の軍艦の規律の整頓して文明諸国の海軍の如く進歩する迄は、夫れとなく期限を定め、先ず以て我近海に来航せざるやう⁽⁹⁾」、強硬措置をとり、場合によって力を用いてでもその来航阻止を貫くことを主張している。西欧列強の援助によって海軍装備の近代化を急ぎつつある状況を目撃して、福沢の心境穏かならざるものがあつたことは、この長崎での清国水兵の乱暴に鑑み、「今より早々神戸長崎間の鉄道工事に着手すること」を訴えている点も注目に値しよう。⁽¹⁰⁾

このときの福沢の中国観は、8月26日の論説「支那艦^{みだり}をして漫に其処を去らしむ可らず」にきわめて明瞭にあらわれている。その心境を一言で尽すとすれば、あたかも神出鬼没に行動し、油断できぬ大国とでも云おうか、「支那は一種特別の大国にして、文明国の眼より見れば其挙動案外千万なることあり⁽¹¹⁾」という文言で始まり、明治15年、いわゆる「大院君の乱」に、現在長崎に滞在している提督丁汝昌は、突如大院君を捕えて清国に拉致した歴史的事実に例をとり、「春秋戦国時代の策略」、「孫呉の兵法」を弄ぶものであると断定している。当時、長崎に淀泊していた鎮遠、定遠、濟遠および威遠の四艦に福沢もまた大きな衝撃をうけ、その動静に注意を払い、暴行の責任追求を等閑に付すべきでないことを、「十分に証拠物を取り調べ、談判相手の一定するまでは、在長崎の支那艦⁽¹²⁾をして一步も其処を動かしむ可らず」という強硬意見である。以上にみるような清国にたいする不信の念と警戒論は、沖縄の帰属をめぐる清国との確執から、福沢の関心は、宮古八重山群島に注がれるのであつた。9月21日の論説、「宮古八重山を如何せん」は、その焦慮に近い感情を読みとることができよう。民族独立の危機が、西欧帝国主義諸国の急速なテンポでのアジア侵略のなかに見出した福沢は、かつて文久の昔にロシアの軍艦が杓岐対馬を軍事的に占拠し、近くはイギリス海軍が不法にも朝鮮の巨文島を押領しようとした事実を挙げ、宮古八重山群島が、戦略的な要地と

注(10)「九州への往来便利迅速なるを要す」、前掲紙、8月24日、(『全集』、前掲、87頁以下)。

(11)「支那艦をして漫に其処を去らしむ可らず」、前掲紙、8月26日、前掲、『全集』、19頁。

(12) 前掲、92頁。

「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観

して清国あるいは西欧列強による侵害を危惧しているが、この頃から福沢は、次第に清国との戦争は不可避であるという予測を抱いたのではないかと思われる。

年が明けて明治20年に入るや彼は、次第に対清国強硬論ともいべき論策を提示するのであって、これが世論にあたえた影響は著しいものではなかったか。その背景には、フランスの安南地方への侵攻があった。

然るに今日本と朝鮮との有様を顧みて其関係如何といふに、明治十七年金玉均の変乱以来、日本人は全く朝鮮の事を忘れたるが如く、朝鮮の興廃存亡は毫も日本の安危に関する所なしに心得るが如き形跡なきにあらざり。之に反して支那人は朝鮮の国事を視ること自家の国事に等しくし、袁世凱氏を京城に派して万機を載せしめ、京城天津間の電線を管轄して通信の権を占め、更に日本と朝鮮との条約に成る京城釜山間の電線をも自ら架設して自から其通信を管理せんとし、時々艦隊を仁川其他の諸港へ送りて不虞に備へしめ、或は巨文島を譲受けて東洋艦隊の根拠を置かんとするなど、⁽¹³⁾ 実に至らざる所なく、又尽さざる所なし。

幸いにして日清間には平和な友好関係が続いている以上、格別懸念には及ばないが、一度清国が敵国に変じた場合にはどうなるか、「又此親密なる交誼は未来永劫滅滅の憂なしとするとも、万々一の場合を慮りて予め適當の手当を尽し、独り狼狽して世に笑はれざらんことを期するは智者の本分なるが故に、念の上にも念を入れて、早く今日に当りて日本島防禦の策を成る丈け遠大ならしめんこと、我輩の特に今日に希望する所なり」とのべ、福沢は、遠からず、中国との間に軍事的衝突を予期し、そのような不慮の事態に立ち至っても、これによって当惑することのないように、国民に覚悟を要請したと思われるのは、明治20年1月7日の「外国との戦争必ずしも危事凶事ならず」であろう。

兵は凶事、戦は不祥たること、古今に通じて変はる所なく、無事太平ほど国の為めに願はしきものはなし。然れども時と場合とに由りては戦争も亦甚だ有益なるものにして、寧ろ此方より求めてこれを為すを要するの例なきにしも⁽¹⁴⁾ ならず。

この冒頭の一節の何と挑発的なことか。福沢によれば、豊臣秀吉の朝鮮侵略、文禄慶長の役も、「一時は大いに日本人が孤島に安眠するの習癖を破らんとするの模様もありしに、惜いかな徳川三百年の活世、再び日本人をして蟄居世間を見ざるの陋習を成さしめ、……」と、あたかも今日われわれの常識からすれば、戦争賛美のように考えられよう。

福沢は、その論理構成にあたって、物事にはたえず二面性があり、これを利用して逆説的に議論を展開することを得意としたのであって、ここでも、戦争をもってそのもたらす物質的な損失や惨禍の問題としてよりは、精神的な価値の問題として、文明論の観点からそれを論じていることに注

注 (13) 「朝鮮は日本の藩屏なり」、『時事新報』、明治20年1月6日(『全集』前掲、第11巻、177頁。

(14) 「外国との戦争必ずしも危事凶事ならず」、前掲紙、1月7日(『全集』前掲、178頁。

目する必要がある。

外国との戦争起りたりとあれば、内に何様の苦情差廻れありとも、最早夫等の小事を論ずべき時節に非ず、何は兎もあれ人心一致して先づ国の為めに心配奔走せざるを得ず。誰か悠々花月を楽まん、誰か悠々歌舞を観ん。……開戦三、四箇月、やがて私陸休戦に至れば、戦争の当時味方の勝敗如何に拘はらず、戦後人心の向ふ所は専ら外国に在り、専ら自国の富強を急ぐに在りて、貿易に、兵備に、交際に、力の及ぶ限りを尽して少しも油断することなく、始めて漸く当世の文明国たる資格を備ふるに至るを得べし。⁽¹⁵⁾

文明国としての資格の獲得を、戦争による挙国一致体制に求めているのは、第二次大戦による悲惨な戦争体験をもつ者にとっては到底納得し難いが、結果論的な視点として、福沢が以下のような戦争論を提示していることも興味深い。去る清仏戦争において清国が敗北した結果、その蒙った打撃は少くないけれども、世人は、この戦争によって、「思ひの外に支那の弱からずして仏蘭西の強からざるに驚き、支那を尊敬すること前日に幾倍を加えた」という。⁽¹⁶⁾

福沢は、清国が文明国としての体裁を整えるために、海陸軍および鉄道電信を整備し、「着々文明の方向に進歩して、早くも今日に於て東洋第一等の海軍を得んとするの実勢なり。今日の支那の威望を取てこれを三年前のものに比すれば、其間雲泥の相違あるを認むるに至りたること、豈驚くべきの事相ならずや」と、清国の勢力を評価し、その業績の達成に驚異の眼をむけているが、これはさきの不幸な清仏戦争の想わざる結果であり、「勝敗何れにしても、為めに支那全国の人心を奮起せしめて停滞不流の空気を一洗し、急に大に文明に進むの結果を得べきや疑をいれず」。⁽¹⁷⁾

以上のようにのべて、戦争は敗北によっては当事国に大きな不運となるが、人心をひきしめ、隋勢に流れ易い国民の精神の緊張をもたらすもので、この点について、日本は清国の経験から学ぶべきものがなければならぬ、とするのであって、「日本も亦今の国情に於て外国と一戦するの利は必ず其害に幾倍するものならんと監定して、強ち不当の説にあらざるが如く然るなり」という結論は、自信にみちた発言のように理解できる。このような今日のわれわれからすると、些か無謀で、しかも好戦的とさえ思われる言説を、福沢は何故にこの時点で敢て為さなければならなかったのであろうか。考えられる第一の事情は、いうまでもなく朝鮮問題であって、その点はすでに前日、1月6日の論説「朝鮮は日本の藩屏なり」において、力説されていることは、すでに指摘したところである。しかしそれにしても福沢は、何故に、好戦論者として烙印を押されかねないこのような極端な論理を構想し、敢えて公表することを躊躇しなかったのであろうか。これには、福沢の人生観に深くかかわる大きな問題が秘められているように思われる。

注(15) 前掲、『全集』、179頁。

(16) 前掲、179頁。

(17) 前掲、180頁。

明治24年、福沢は、「瘠我慢の説」と題する論文を執筆し、同時代人として、また身分や地位こそ異なれ、一時は幕臣として立場を同じくした勝海舟、榎本武揚にたいして実名で辛辣にしてきびしい批判を展開し、兩人に送付し、その所見を求めたことはよく知られている。

然るに彼の講和論者たる勝安房氏の輩は、幕府の武士用ふ可らずと云ひ、薩長兵の鋒敵す可らずと云ひ、社会の安寧害す可らずと云ひ、主公の身危しと云ひ、或は言をに大にして墻に聞ぐの禍は外交の策にあらずなど、百方周旋するのみならず、時としては身を危うすることあるも之を憚らずして私議を説き、遂に江戸解城と為り、徳川七十万石の新封と為りて無事に局を結びたり。

勝が西郷隆盛と会談し、内戦を回避することによって江戸市民を苦難におとしいれず、その財産を守ったことはこれを高く評価し、また北海道において幕府のために勇敢に闘った榎本武揚の行動を称賛するが、それにもかかわらず、勝らの振舞は、日本の武士社会に固有な瘠我慢の精神を忘却させたものであるという。「人事国事に瘠我慢は無益なりとて、古来、日本国の上流社会に最も重んずる所の一大主義を瞬味模糊の間に瞞着したる者」であり、「勝敗を試みずして降参したるものなれば、三河武士の精神に背くのみならず、我日本国民に固有する瘠我慢の大主義を破り、以て立国の根本たる士気を弛めたるの罪は遁る可らず」と断定し、勝・榎本らの責任を追求している。

表面的にみれば、福沢の論旨は、勝等の行動をもって敗北主義と非難し、江戸城を枕に討死することこそ武士道の精髓であり、そのためには江戸市民を塗炭の苦しみに追い込むのもやむをえないという戦略論的立場に立っていたように理解することもできよう。これは軍事的な論理であり、軍備の増強と戦争の賛美につながるとして、福沢の思想にひそむ文明否定的な見解であるという非難の矢も放たれたほどであった。だが、福沢は、この場合も、またさきの「外国の戦争必ずしも凶事ならず」においても、戦争を積極的に肯定し、近隣諸国にたいして戦火を浴せることを主張したのではない。闘うべきときに闘わなければ士風は衰え、却って国力の衰微をもたらす結果にいたるだろうという意味にはかならない。だが、この論説の結論の部分⁽¹⁸⁾は、当時の彼の思想を窺う点できわめて重要な意義をもつ。

支那の実例既に斯の如くなりとする時は、日本も亦今の国情に於て外国と一戦するの利は、必ず其利に幾倍するものならんと監定して、強ち不当の説にあらざる如く然るなり。戦争の不祥凶事たるは国より経世家の忘るべからざる所なりといへども、唯其不祥凶事たるのみを思ふて百方これに遠ざからんことを勉め、国の名譽利福を挙げて犠牲に供するとも、外国との戦争文けは避けざるべからずとするが如きこともあらんには、其戦争を避くるの損害は早くも戦争其物の害に幾倍する所あらんことを恐るゝなり。戦争は必ずしも百毒百害の性質あるものにあ

注(18) 「瘠我慢の説」(『全集』第6巻)。

(19) この点については、拙稿「福沢諭吉と堺利彦」(『福沢諭吉年鑑』、昭和48年)を参照されたい。

(20)
らざるなり。

戦場と銃後とははっきりと分れ、戦争は日本本土を舞台として行われるものではなく、大陸、および朝鮮を戦場として行われるものであるという暗黙の前提がここにはあるのみならず、この文章には福沢の日清戦争不可避論が胚胎していると同時に、強烈なナショナリストとしてのその思想の片鱗がうかがわれよう。

(三)

以上に考察したように、明治18年3月、「脱亜論」公表以後、福沢の政治的な志向は、清国との軍事的な対決を覚悟し、これにたいし物質的にも精神的にも備える論調が目立って濃厚となっている。この当時、福沢の脳裡を去来した重大事といえ、やがて来るべき条約改正とこれに伴う外国人の内地雑居、外国資本の日本内地の投下と日本の産業資本との競合関係である。だがこの場合にも、福沢は経済問題として、中国人の侮るべからざる能力を評価していたことに注目する必要がある。明治19年11月23日、29日および30日の『時事新報』紙上に、「内地雑居の用意」と題するかなり長い論文が発表されたが、このなかで、治外法権が撤廃され、外国人が日本の各地に居住の自由を獲得し、資本投下の自由が確保されたとしても、直ちに日本の資本家にとって脅威となるものではないと断言している。というのは、日本の国産品で輸出品として大いに資本を必要とするものは生絲製茶、つまり絹織物およびお茶だけである。「而して此二品の売買は従前既に仕組みも成りたるものなれば、西洋人が内地に入込むの権利を得たればとて、之が為め俄に物産を増す可きにあらず。左れば今日我輩の見る所にて内地雑居の後、西洋の大資本家が続々日本に渡来せんとは、先づ以て期す可らざること、⁽²¹⁾覚悟して間違ひなかる可しと信ず」という彼の主張は、やや楽観的にすぎる観がなきにしもあらずである。それでは、誰人がこの内地雑居を利用して、日本人の強力な競争相手たりうるか、いうまでもなくそれは中国人であると主張するが、その論旨は、まさに国民国家論者福沢の面目躍如たるものがある。

次で如何なる種族の者が入込む可きやと尋ねれば、無産無識の者共にして、其本国に居ても人の顧るものなきに苦しみ、唯目的もなく世界中の諸方を徘徊する中に、日本の内地住居す可しと聞き、是れは面白しとて来て開運を試みるが如き輩なる可し。……支那の貧民等が苦役を苦とせずして深く内地に入り、我田畑耕作等の業に就て我小作百姓と競争するの禍も随分容易ならざることなれども、其心配は程遠きこととして、差向き如何なる手段を以て日本人を困却せしむ可きやと尋ねれば、雑居の分布をみるや否や、彼等は三都其外名古屋等、繁華の市に押

注(20) 前掲、「外国との戦争必ずしも危事凶事ならず」(『全集』、第11巻、180頁)。

(21) 「内地雑居の用意」、『時事新報』、11月23日(『全集』146頁)。

込み、先づ小店を開いて商売を始め、必ずしも支那本国の物産のみを売るに非ず、日本の荒物、小間物、楊枝、齒磨、草履、草鞋ぞうり、わらじの小売より、立場居酒屋、安料理等、あらん限りの業を営みて安直を専一とし、如何にしても日本商人の及ばざる所を働くことならん。⁽²²⁾

生活程度において、日本人より低く、克く困苦欠乏に耐える習慣をもつ中国人が、「積んで貯ふる支那人得意の伎倆」を発揮して、「粗食薄衣、穢なきを憚らず臭きを恐れず、塵埃百天の中」、身を粉にして働くならば、到底、日本人の匹敵しうるところではないという。福沢の観察の鋭敏さは、中国人の気質をよく理解し、両替屋、ホテル等、今日、いうところの第三次産業に素早い適応力を示すことである点を指摘し、さらに長い間、幕藩体制下において、士族の生活に寄生し、大名相手の商売をもって仕事と心得ている状態では、到底中国人に対抗しえないことは明白であると喝破していることであろう。「今日は大名屋敷は既に廃したれども、商人社会売買の奇風は尚未だ全く脱する能はずして」⁽²³⁾、このような状態の下では、「若しも彼等が西洋人と同様に内地に入込むこと自由自在ならんに於ては、日本の商人は決して油断す可き場合にあらず。今より様々に工風を運らして其商敵に恐る可きは、西洋人にあらずして却って支那人なりと用心覚悟専一なるべし」という危惧の念を強く抱いていたのである。

ここでわれわれは、福沢の時代とはほぼ同じ時期の19世紀末、ドイツ東部国境の農業地帯が、ポーランド人にも開放されていた結果として、生活程度においてもあるいはまた文化水準においてもドイツ人よりいちじるしく劣っているポーランド人が続々と進出し来り、ドイツ人は次第に西部に移住する避けがたい傾向があることを憂慮し、国民国家的な観点からその対策を政府に迫ったヴェーバーを想起しないであろうか。長崎事件はさまざまな経緯を経てようやく落ち着いたが、この事件は、清国がその海軍による東洋海域の制海権を一般に印象づけたような政策的意図の結果としてひきおこされたようにも考えられ、福沢はこれによって、日本海軍の充実に強い関心をもつに至った。明治20年4月4日の論説「海防費の下賜」は、皇室費から、30万円を海軍充実のため下賜した皇室をとりあげ、軍備伸張を国民に説いているが、4月5日の「唯節減あるのみ」に明らかのように、国民に向って、節約して軍備費として国に献納することを奨励しているのは、日清間の危機が次第に緊迫の度をたかめていたためであろうか。

だが、日清間の経済的な矛盾および政治的対立の問題にかんする福沢の論調は、20年から21年にかけて少なくなり、ただ、20年8月5日の「日本の蚕糸家は支那の競争去るべからず」あるのみである。日清、あるいは日韓関係にたいする福沢の関心は毫も薄れたわけではなく、日清戦争直前に至ってその論鋒は再び輝きをみせはじめるのであるが、おそらくそれは、21年から22年にかけて憲法発布に象徴されるように、近代国家日本が、社会、政治および経済の面で転換期を迎えつつあ

注(22) 前掲、11月29日(『全集』147～148頁)。

(23) 前掲、148頁。

たため、彼はその論陣の焦点を、こうした日本国内の問題にあて、これに関連する限りで対外的問題に触れているため、むしろ条約改正を中心として対ヨーロッパの関係などが重要な課題として浮び上ったのである。おそらく、「脱亜論」以後、明治20年まで、福沢の論点の中心は朝鮮および中国問題であり、21年を契機に、ヨーロッパ諸国と対等の関係を樹立しようとして条約改正および憲法発布に代表される国際的および国内問題が登場する。

当時福沢の胸中に去来した問題のうち、彼の思想、文明批評家、卓越した啓蒙思想家としての彼の信条にかかわる重大な問題として、儒教主義を根幹とする復古主義教育の復活の兆候が、欧化主義の名の下に福沢の育み来った西欧文明による日本社会の教化にたいする攻撃となってあらわれたことであろう。ヨーロッパ文明の導入において、一段落を迎えた日本の社会は、次第に福沢の著書『学問のすゝめ』や『文明論之概略』を、今や「読まれざる古典」としての地位に祭り上げつつあったのではなからうか。明治19年末、福沢は、慶應義塾の学生中、故郷へ帰省しようとする塾生にたいし、一場の講演を行った。題して「社会の形勢、学者の方向、慶應義塾学生に告ぐ」というもので、これはやがて翌20年1月15日、17日、18日、19日、20日、21日、22日、24日と、8回にわたって、『時事新報』社説として公表されたものである。このなかでは、文明開化に向って進む明治日本の進路について、福沢は自己の信条や抱負を語りながら、同時に、維新当初の若々しい活力を失い、次第に体制化しつつある社会の現状を率直に憂えたものである。このかなり長文の講演筆記を読む者は、明治10年代から20年代にかけて、どのような方向に進もうとしていたのか、福沢自身の口から聴く想いに駆られるのである。

扱将来の日本を如何す可きやと、之に^{きて}応ずるの方便を求むるには、先づ今の日本社会は如何なるものにてあるかと、其ありの有様を知ることを肝要なり。蓋し社会の有様とは天下人心の動の有様にして、之を概括評論すること甚だ難けれども、強ひて語を下せば日本国の人心は^か動もすれば一方に凝るの弊ありと云て可ならん歎。其好む所に劇しく偏頗し、其嫌ふ所に劇しく反対し、熱心の熱度甚だ高くして久しきに堪えず、一向の方向直に直線にして忽ち中絶し、前後左右に些少の余裕をも許さずして交通流暢の妙用に乏しきものゝ如し。即ち事の一方に凝り固まりて心身の全力を用ひ、更に⁽²⁴⁾顧みること能はざる者なり。

この一定の方向を目指し他方を知らず、一面のみを意識して多方面あるを意識しない、いわば硬直化した日本社会の現状を、福沢は、「事の一方に凝り固まる」という独特の表現を用いているのであるが、おそらく早くもこの時期に明治維新はその革新的性格を喪失し、凝り固まった化石化現象が現われてきたことを慨嘆しているのもであって、すでにいうところの「時代閉塞の状況」が出現したことを感じさせるものがあろう。それでは、具体的にどの方面においてその現象は顕著に現われたのであろうか。およそ立国の原素ともいうべき政治と宗教と教育と商売の四者においてその傾向

注(24)「社会の形勢、学者の方向、慶應義塾学生に告ぐ」、『時事新報』、明治20年1月15日(『全集』、第11巻、184頁)。

は著しいものがあり、とりわけ、政治社会の有様は実に甚だしい例として、つぎのようにのべている。外国では、商工業も政治も学問教育も、それぞれ併立して国家に役立ち、その間に少しも軽重がないのに、わが日本では、全く異なった現象がみられる。

苟も身に才能学識ある者は、政治の一方に心を傾けて他を顧るの暇を得ず。立身立世とは単に官途に就くの一法あるのみと合點して之に群集し、幸にして其処を得る者は意気揚々として、一身の榮譽のみならず一家一門に光を生じ、父母妻兒に至るまでも俄に人種を殊にしたるの思を為して、冥加至極難有仕合なりと雀躍する其代りに、民間に取り遣されたる無数の士人は、他村の祭礼を遠方より眺る者に等しく羨望の情に堪へず、氣根のあらん限りを尽し、方便のあらん限りを用ひて、他の仲間に入らんことを求め、煩勞を憚らず時を惜まず、一月又一月、一年又一年、唯一向に官途の方を眺めて余念あることなし。⁽²⁵⁾

福沢の卓抜な見識は、このような官尊民卑の風潮が藩閥政府当時からのいわゆる封建的遺風であることを洞察しただけでなく、実にそれが、人権の問題であり、「彼の官尊民卑と云ふも、必ずしも法律の上にあらず、又政權に関する事にもあらずして、寧ろ人権の差別に係るもの多き」をみたことであった。明治初年、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』において、官尊民卑を攻撃し、人間の権利を高唱した福沢は、20年代になつてもなお、「政治に凝り固まる者が官途を組織すれば、其官を重んずるの熱度非常に昇り、政權と人権とを混同して、動もすれば政權を張るの余勢を以て人権を妨ることなきにあらず」と痛憤しなければならなかった。

福沢にとって人権とは、「国民一様に所有するの権利、即ち生命を保ち私有を固くし榮譽を全うする等の簡条である⁽²⁶⁾」という。こうした意味での人権について、これがわが日本国民に定着せず、ひたすら官尊民卑に追いやつた責任の一半は、彼の民権論者に帰していることも注目に値しよう。

抑も一国の文明進歩すれば、人民にも政治の思想を催し、国政に参与云々の事を論ずるは至極尤なる次第なれども、今日迄聞得たる論旨にては、民権論は単に参政權の一方に偏して、日本の平民、官途外の種族が、古来奪ひ去られたる人権の回復論は甚だ稀なるが如し。⁽²⁷⁾

この発言がきわめて重要なことを意味しているというのは、いわゆる民権論者が、民権の一方に偏して人権を想わず、「假令え今の在野の政治家が起て政府の地位に立ち又は参政の權を得たりとて、唯其一類の人に權力を得るのみにして、官は尊く民は卑しく、公用は御用、役人は貴頭にして、官途外の種族に顔色なき其有様は、今日に異なることなかる可し」というように、真の民権の意義を悟らず、人権の思想を欠落させていることを強調している点にある。

福沢は、いわゆる自由民権運動にたいしてきびしく批判的であったことが、とりわけ明治10年代、

注(25) 前掲、1月18日(前掲、190~191頁)。

(26) 前掲、1月19日(前掲、194頁)。

(27) 前掲、195頁。

世の指弾を浴びたことがあった。そしてこの点は、現在もなお、世の福沢諭吉研究者が指摘していることであって、研究上の重要な論点であるという事情は変わっていない。その場合、多くの論者は、「国権にたいする民権」という図式を構想し、福沢が、次第に民権から離れて国権の側に身を寄せて、時代の推移とともに彼の思想も変遷をとげたという批判を、共通の認識をもっている。しかしこれは正しく福沢を理解しているものとは必ずしも云えない。福沢は、当時の誰よりも深く、民権のなかに、人権、すなわち個々の人、ひとりびとりの権利、すなわち私権を見ていたのではなからうか。民権、つまり人民の権利という、ともすれば抽象化され易い集団としての権利ではなく、基本的人権という個人の権利、すなわち私的権利、人権というもののもつ味わいを、当時の誰よりも深く噛みしめていたのではなかったか。日本の自由民権運動の特質として、集団的な人民の権利という思潮は濃厚であっても、たとえば所有権に象徴される私権にたいしてはこれを軽視するという傾向にたいして、福沢は早い時期にその態度を確立し、これに敵対的な思想には断固として攻撃を加えたのであった。その意味で福沢の民権論に近づこうとする者は、まず明治20年10月6日、8日、10日、11日、12日、『時事新報』に寄せられた「私権論」を顧る必要があろう。

福沢は官尊民卑の風潮のなかで、官吏の特権ともみられている位階勲等の意味を考え、さらに爵位などの榮譽にたいして分析を加えているが、それは実に明快である。官等の上下整然としているがために、之を平民の上に位するのが当然という者がある。しかしこれは間違いで官等は役所内部の位階に過ぎず、その様は一商家において、「上、番頭より下、小者に至るまで、各職務の異なるに従って上下貴賤の等級ある」と同じ、あくまでの特定の部分社会内部における等級であって、外の世界に通用させるべき筋のものではないという。五等に分つ華族の場合も同様で、公爵が侯爵より貴いのは、「唯是れ有爵有位者中に行はるゝ上下貴賤の別たるにすぎず」という。一般庶民は、これら政治家や役人の位階勲等にたいして毫も身分的な差別を感じる必要はない。ところが、国際的には普遍的に通用しているこれらの常識も、日本では別で、官尊民卑の雰囲気⁽²⁸⁾のなかで、「人民は常に下風に立ち、甚だしきは親戚朋友の宴会、冠婚葬祭の私席に至るまでも、尚官民分明にして……唯一度び官途に好地位を得たる者なれば、日本国中⁽²⁸⁾到る所に恰も其の地位を持参して、縦横無尽、眼中人なきものの如し」という状態である。

以上のべたような官尊民卑の風潮が、ただそれだけにとどまらず、私権の尊重に重大な損傷をあたえるというのが、この論説の主眼である。

「抑も人生の私有は生命榮譽と共に貴重なるものにして、其得失は身の一大事たるにも拘はらず、彼の家屋を取り払ひ、軒先を切り、又私有地等を云々するに付き、其事の滑^{なめらか}に行はれて故障の少なきは何ぞや。一方より見れば人心の従順愛す可きに似たれども、若しも人民に私権の思想あらんには、其時に際して多少の困難苦情に逢ふの常なる可し。……多年の事跡より全

注(28)「私権論」、明治20年10月8日、378頁(『全集』、第11巻、378頁)。

体の気風を視察すれば、我日本人民は私権の得失に顕敏なる者と云ふ可らざるが如し。⁽²⁹⁾

福沢のみるところによれば、私権を尊重することを知らない人民はまた、「身に学識あり芸能ありて独立の生活難からざる士人にして、尚ほ志を任げて政府の門に入る」官吏を生み出し、官尊民卑の気風を助長するものである。従って、政権に寄与するより前に、「人民の私権を堅固にするは立国の大本にして、之に政権を得せしむるは第二の要なり」という結論が結果として出てくる。⁽³⁰⁾この点に関する福沢の見識は、きわめて高く、おそらく中江兆民と匹敵するものと考えられるが、それはともかく、国会開設を前にして、この私権、すなわち基本的人権に眼覚めない日本国民の将来に、名状しがたい憂慮の想を深くしたのではなからうか。

今の日本人は政権の事を喋々して参政云々の論に熟するよりも、近く一身の私権を衛るの工夫こそ肝要なる可し。我輩固より参政の権を抹殺する者にあらず。凡そ政府を立て、少数の人に全権を任ずるときは、必ず其権力を誤用して、知らず識らずの際に腐敗を催し、時として恐る可き形勢に陥るの例は、古今人間世界に普通なることなれば、其誤用を止めて腐敗を防ぐの法は、之を代議政体に求るの外なかる可し。⁽³¹⁾

だがこれだけ読めば、私権の擁護にとって、議会制度の有効性を力説しているにすぎない。しかし福沢の力説するところは、議会制度の発達と人民の参政権の確保は、私権の確立を前提にはじめて可能なのであって、断じてその逆ではない。私権は、「真に身に附し家に属して須臾も等閑にす可らざるもの」であるのにたいし、政権は、「社会公共の爲めにして戸外の事に属するもの」であるという。

左れば西洋諸国の人民は、既に自身の位の重きを知り、其身に属する私権の大切なるを悟り、其自衛の爲めに遂に政権の部内に入らんことを求めたるものなれども、我日本国に於ては未だ私権の発達を見ずして、俄に政権論の盛なるを得たり。無数の小民は勿論、大人、君子、学者、政治家と称する輩に至るまでも、日々夜々その私権を犯さるゝのみならず、自から之を放棄して身を屈して志を任げながら、政権參與など云へば騒々しく唱へて悦ばしく応ずる者少なからず。之を文明の歴史に照らして例外の事相なりと云はざるを得ず。一見甚だ奇なるが如し。然りと雖も西洋人も人なり、日本人も人なり。等しく人間世界の事相なれば、假令へ多少に趣を変ずるも、彼処に現はれて比処に見えざるの道理はある可らず。我輩竊に今の政談者流の一部分を見るに、本来私権の重きを知らず、軽々之を看過して唯熱して政権を求め、政治社会に好地位を得て宿昔の志を伸ばさんとする者も甚だ少なからざるが如し。⁽³²⁾

この一節を読んで、読者は何に印象づけられるであろうか。遠くは足尾銅毒事件から、近くに成

注(29) 前掲、380頁。

(30) 前掲、「私権論」、10月11日(『全集』第11巻、384頁)。

(31) 前掲、386頁。

(32) 前掲、10月12日(前掲、387~388頁)。

田空港反対闘争、そしてごく最近では名古屋駅周辺の新幹線騒音公害訴訟に至るまで、しばしば「公共の福祉」を名目とて、私権を侵害された庶民の憤り、この理論的根拠を福沢はすでに今から一世紀も前に提示しているという事実である。自由民権運動もその原点を辿れば、私権を蹂躪された名もなき庶民の抵抗から発したものであるが、年経るにつれて、この私的権利、今日的表現を借りるならば基本的人権の擁護はどこかへ忘れ去られて、政権への参加のみが強調される傾向となった。福沢をして、この「私権論」を書かした動機はここにあると思われる。

時代はやや後に属するが、明治24年12月、足尾鉍毒事件が問題となり、栃木県選出の代議士田中正造は、衆議院で質問、翌25年5月、鉍毒被害者代表50余名、政府に陳情のため上京、政府に訴えたことによって、この問題が深刻化し、明治30年3月、栃木、群馬の農民800余名、鉍毒被害を農商務省に訴え、10月には、被害民の抗議にたいして憲兵が鎮圧にのり出すという深刻な事態となった。国家権力はまさに、国民参加の政治を楯に、私権抑圧の真正面に立ったのであった。福沢はこの問題について直接ふれていないので、彼から鉍毒問題についてきくことはできない。しかしつぎの一節は、田中正造その人の心事を忖度するかのような表現で満たされている。

方今全国の所在に心事頼母しき実業者にして政権の事に熟する人物あらば、其人物は必ず自ら曾て私権を犯されたる者か、又は他の之を犯し犯さるゝの実況を目撃して情に堪へず、遂に身を忘れて奮発したる者なる可し。左れば自から私権を衝らざるは本人たる人民の罪なりと云ふと雖も、官尊民卑、人民の無力にして動もすれば自身の思ふ所を伸すを得ず、官辺の威蔽にして動もすれば事を処するに容易なるは、世に隠れもなき事実なるが故に、政府は今より特に注意して国民の私権を重もんずるの方向に進まんこと冀望に堪へず。⁽³³⁾

福沢は、国会開設を前にして、「其品格を高尚にして一国議政の府たる名に愧ることなからしめんとならば、先づ其人物の私権を重んじて人の品格を高尚ならしむべし」と主張し、もしこの要件を欠くならば、「国会も亦唯一場の議論会」にすぎないものとなるであろうことを予言したのであって、その後、わが国の憲政は、まさに福沢のもっとも憂えた方向に進んだことは、歴史の示すところである。

福沢は、明治10年代から20年代にかけて民権論から国権論へ転換したという説がいまや通説である。しかしこの見解はきわめて皮相なものにとどまり、彼の思想の本質を適確に把握したものとは言い難い。むしろ問題は、この時期における私権擁護を中軸とする福沢の民権論は、西欧列強のアジア進出、侵略戦争の危機の昂まるなかで、軍備の増強と国権の伸張というナショナリズムの論調が、最終的には清国との戦争を準備し目指すものであるとすれば、こうした対外的緊張の激化が、人権抑圧をもたらし、私権の尊重とはまったく反対の専制政治につながり易いことは明らかである。もしそうだとすれば、このような意味での国権の伸張が、果して私権の擁護と、充分整合的に両立

注(33) 前掲、389頁。

「脱亜論」以後福沢諭吉の清国および朝鮮観

しうるものであろうか。福沢は、この点についてやや楽観的に考えていたとみられる傾向がある。しかし福沢の思想の悲劇性は、実にこの点に伏在するのではなかろうか。

——1985年、信州追分の山荘にて——

(経済学部教授)